



阿蘇地域の農業の振興に関する計画を策定するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号ロの規定により公告し、当該計画（案）を次のとおり縦覧に供します。

なお、阿蘇市民で当該計画の案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができます。

令和 7 年 8 月 12 日

阿蘇市長 松 嶋 和 子

- 1 阿蘇地域の農業の振興に関する計画の案の縦覧期間
自 令和 7 年 8 月 12 日
至 令和 7 年 9 月 11 日
- 2 阿蘇地域の農業の振興に関する計画の案の縦覧場所
阿蘇市役所西側別館 経済部農政課
- 3 意見の提出について
 - (1) 意見書の提出先
阿蘇市経済部農政課
 - (2) 意見書の提出方法
文書による
 - (3) 意見書の提出期限（縦覧期間満了の日）
令和 7 年 9 月 11 日